附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第二十一号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

22,700	22,700
42,000	42,000

を

22,700	22,700
346	346
42,000	42,000

に改める。

104,000	104,000
56	56

を

104,000	104,000
45	45
56	56

に改める。

18	18
18	18

を

ポルトガル	ラトビア
ユーロ	ユーロ
36.00	36.00
71.00	71.00
36.00	36.00

を

ポルトガル	モルドバ	ラトビア
ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ
36.00	822.00	36.00
71.00	1,645.00	71.00
36.00	822.00	36.00

に改める。

43	11	18	18			
987	263	411	411			
43	11	18	18			

別表中

ミャンマー	チャット	145,500	100,000	54,500	54,500	14,500
モンゴル	トウグリク	271,000	186,000	102,000	102,000	27,000

を

ミャンマー	チャット	145,500	100,000	54,500	54,500	14,500
モルディブ	ルフィヤ	2,213	1,521	830	830	221
モンゴル	トウグリク	271,000	186,000	102,000	102,000	27,000

に、

パラグアイ	ガラニ	667,000	458,000	250,000	250,000	67,000
ブラジル	ヘアル	356	244	133	133	36

を

パラグアイ	ガラニ	667,000	458,000	250,000	250,000	67,000
バルバドス	バルバドス・ドル	291	200	109	109	29
ブラジル	ヘアル	356	244	133	133	36

に、

ポルトガル	ユーロ	114	79	43	43	11
ラトビア	ユーロ	114	79	43	43	11

を